

大磯町まちづくり条例施行規則第 58 条第 7 号に規定する技術基準を定める要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条 省略 (道路等)</p> <p>第 2 条 道路及び道路の附属施設に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 道路 ア～ウ 省略 エ 排水施設 原則として <u>内空断面呼び径300mm以上の</u> 両側側溝とする。ただし、開発事業区域の状況により L 型側溝その他これに類するものとするができる。</p> <p>オ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 交通安全施設 ア 省略 イ 道路照明施設 <u>(ア) 道路照明施設は、「道路照明施設設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）」に準拠しなければならない。</u> (イ) 照明器具は、<u>原則LED照明の自動点滅器付き</u>とする。</p> <p>ウ 省略 (公園施設)</p> <p>第 3 条 公園施設に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 照明施設 ア 照明器具は <u>原則 LED 照明の自動点滅器付き</u>とし、器具の構造は協議しなければならない。</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略</p>	<p>第 1 条 省略 (道路等)</p> <p>第 2 条 道路及び道路の附属施設に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 道路 ア～ウ 省略 エ 排水施設 原則として両側側溝とする。ただし、開発事業区域の状況により L 型側溝その他これに類するものとするができる。</p> <p>オ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 交通安全施設 ア 省略 イ 道路照明施設 <u>(ア) 照明器具の構造は、カットオフ型（社団法人建設電気技術協会仕様）を標準とする。</u> (イ) 照明器具は、<u>電力量200ワットの自動点滅器付き水銀灯</u>とする。</p> <p>ウ 省略 (公園施設)</p> <p>第 3 条 公園施設に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 照明施設 ア 照明器具は <u>電力量 200 ワットの自動点滅器付き水銀灯</u>とし、器具の構造は協議しなければならない。</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略</p>

改正案	現行
<p><u>附 則</u> <u>この告示は、公表の日から施行する。</u></p>	